

下田市告示第91号

下田市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年10月10日

下田市長 松木 正一郎

下田市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車時のヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットを購入する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車用ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 使用者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている個人で、自転車用ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (3) 世帯主等 世帯主である者、未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、過去にこの補助金の交付を受けていない使用者及びその世帯主等とする。ただし、世帯主等は、使用者の自転車用ヘルメットの購入に要する経費を負担する場合又は未成年者が使用する自転車用ヘルメットに係る申請をする場合に限る。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自転車用ヘルメットの

購入に係る経費のみとする。

- 2 補助を受けることができる回数は、使用者につき1回限りとし、補助金を受けて購入した者が、自転車用ヘルメットの紛失、損傷等によって再度購入する場合は、補助金の対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1人1個当たり2,000円を上限とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、下田市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入予定の自転車用ヘルメットの価格、仕様、規格等の内容が分かるパンフレット等(又はその写し)
- (2) 申請書中の同意事項に同意しない場合は、市内に住所を有することを証明する書類(住民票の写し、運転免許証の写し等)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、使用者本人が行うことを原則とするが、世帯主等が同一世帯員の自転車用ヘルメットを購入する場合、又は市長が認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、下田市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ下田市自転車用ヘルメット購入費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更の場合、変更後の自転車用ヘルメットの価格、仕様、規格等の内容が分かるパンフレット等(又はその写し)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査の上、下田市自転車用ヘルメット購入費補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第9条 交付決定者は、速やかに申請した自転車用ヘルメットを購入し、購入してから1月以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、下田市自転車用ヘルメット購入費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)及び下田市自転車用ヘルメット購入費補助金請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定者宛の領収書の写し
- (2) 納品が確認できる写真等（使用者と自転車用ヘルメットが写っている写真）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定通知）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、下田市自転車用ヘルメット購入費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。